

### 第3章 広島みらい創生高等学校の特徴

#### 3-1 はじめに

広島みらい創生高等学校は、定時制と通信制の2つの課程を併置した広島県内唯一の高等学校です。

そのため、全日制の課程の高等学校はもちろんのこと、他の定時制の課程、通信制の課程の高等学校とも大きく違う特徴を持っています。

この章では、広島みらい創生高等学校がこれまでの高等学校とは違う新しいタイプの高等学校といわれる理由について説明していきます。

### 3-2 広島みらい創生高等学校の誕生

広島みらい創生高等学校は、2014（平成26）年9月に広島県教育委員会と広島市教育委員会が「新しいタイプの高等学校整備に係る基本構想」（以後「基本構想」）を発表したことにはじまります。

もともと、高等学校の定時制・通信制の課程は、戦後、就業等のために全日制の課程の高等学校に進学できない青少年のための教育機関としての役割を担ってきましたが、近年においては、中学校時代に不登校であったり、高等学校を中退して再び入学したりする生徒など様々な事情や背景を持った生徒が在籍するようになっていきます。

実際、基本構想がつくられる前年（2013（平成25）年）度の広島市域における定時制の課程に在籍する生徒のうち、就労している生徒の割合は55.2%ですが、正社員として勤務している生徒の割合はわずか1.0%にすぎませんでした。また、中学校時代の長期欠席経験者の割合は43.7%で、全日制の高等学校に在籍する生徒の割合と比べるとかなり高い割合となっていました。

また、広島県内で見ると、2000（平成12）年度には33,811人であった広島県の中学校卒業生数は、2013（平成25）年度には27,204人と、6,600人以上減少していますが、公立高等学校の定時制・通信制の課程の入学者数は、2000（平成12）年度の574人から、2013（平成25）年度は691人とむしろ増加しており、そのニーズはますます高まってきている状況でした。

こうした状況の中、当時、広島市域の公立高等学校には、夜間の定時制の課程の高等学校が3校、夜間と昼間の両課程の高等学校が1校、昼間の定時制の高等学校が1校そして通信制の課程の高等学校が1校ありましたが、これらの定時制の課程の高等学校は、いずれも1学年1クラスから2クラスの小規模の学校で、それぞれの学校に配置されている教職員・開設されている科目も少なく、生徒のニーズを十分に応えるものとはなっていませんでした。また、多くの中学生は、昼間に通学したいという希望を持っていましたが、これらの定時制の課程の高等学校は夜間の学校が多く、この点でも生徒のニーズに応えることができていませんでした。

こうしたことから、「基本構想」が発表された4か月後の2015（平成27）年1月に広島県と広島市が基本協定書を締結し、翌年の2016（平成28）年4月には、広島市教育委員会指導第二課に「新しいタイプの高校準備係」が設置され、本格的に準備が進んでいくこととなりました。そして、2017（平成29）年2月に学校名が決定、同年4月に学校設置となり、2018（平成30）年4月に広島みらい創生高等学校は開校しました。

### 3-3 広島みらい創生高等学校の概要

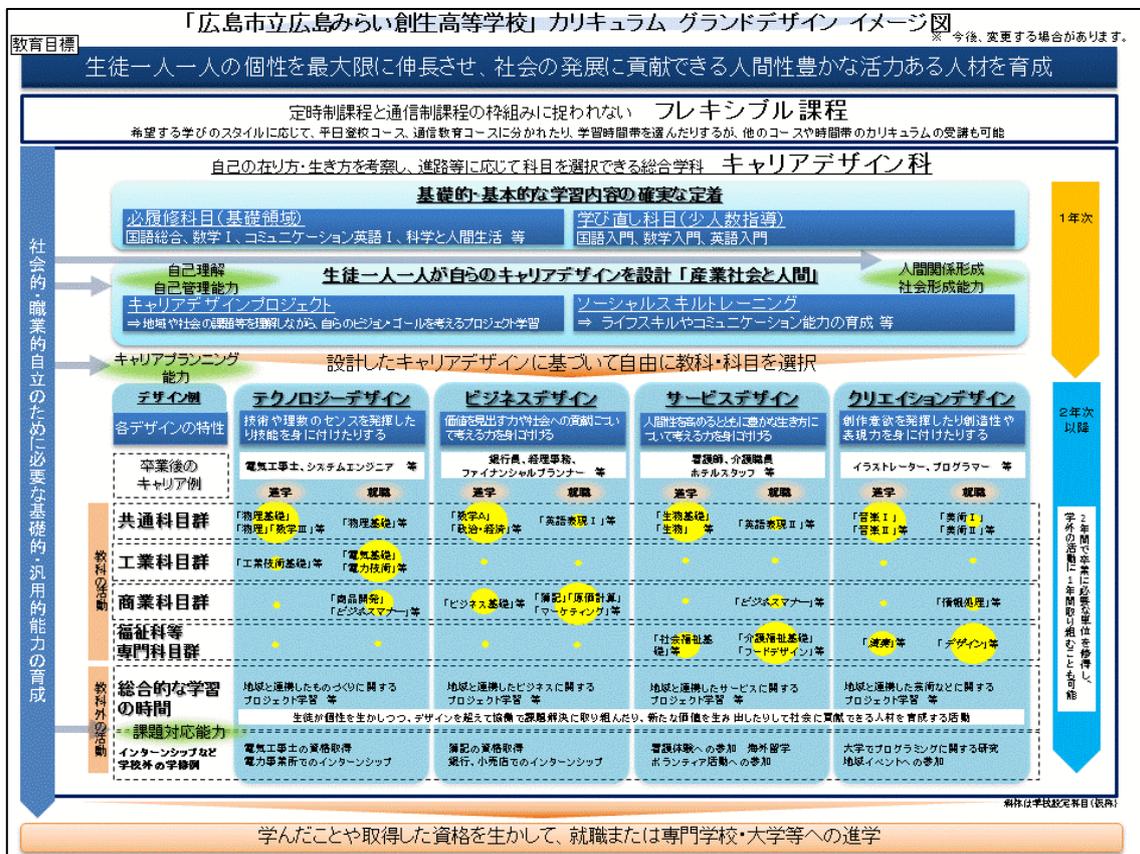
広島みらい創生高等学校は、学校教育法第53条及び54条において定められている高等学校の全日制、定時制、通信制の3つの課程でいえば、定時制と通信制の2つの課程を併置した高等学校ですが、課程名は「フレキシブル課程」とし、定時制の課程は「フレキシブル課程 平日登校コース」、通信制の課程は「フレキシブル課程 通信教育コース」と表記しています。

このように1つの課程の中で、定時制の課程と通信制の2つの課程を表しているのは、広島みらい創生高等学校は、単に定時制の課程と通信制の課程を併置した学校ではなく、従来の定時制の課程、通信制の課程の枠組みに捉われない新しい学びのスタイルをつくっていくという広島県・広島市の強い思いが込められているためです。

なお、「フレキシブル課程」という法令等に定めのない課程名を使うことについては、法的には問題はありませんが、対外的な証明等に必要となる指導要録や調査書等の書類には、本来の定時制、通信制の課程名が記載されています。

また、広島みらい創生高等学校の学科はキャリアデザイン科（総合学科）ですが、このキャリアデザイン科という名称には、生徒一人一人が主体的に自らのキャリアデザインを設計し、設計したキャリアデザインに基づいて自由に教科・科目を選択してほしいという強い願いが込められています。

広島みらい創生高等学校のカリキュラム・グランドデザインでは、生徒が描く将来のデザイン例として、テクノロジーデザイン（工業系）、ビジネスデザイン（商業系）、サービスデザイン（福祉系）、クリエイションデザイン（芸術系）の4つが示されています。（下図参照）



（出典：広島みらい創生高等学校のHPから引用）

なお、総合学科については、高等学校設置基準第5条で定められている3つの学科のうちの一つで、文部科学省が毎年行っている「学校基本調査」によると、令和4年度に公立の全日制の高等学校で総合学科を設置している学校は全国で308校ありますが、公立の定時制の課程の高等学校では全国で36校（全定併設除く）となっています。通信制の課程の高等学校については、この調査では、記載がないため詳細は不明ですが、公立高等学校では、おそらく広島みらい創生高等学校だけだと思われます。

それでは、広島みらい創生高等学校での新しい学びのスタイルとは具体的にはどのようなものでしょうか。次からそれらについて詳しく見ていきましょう。

### 3-4 新しい学びのスタイルⅠ（選べる学習時間帯）

まず1つ目が、生徒募集にあたって、平日登校コース（定時制の課程）においては、定員を240人としていますが、生徒は入学後に、どの時間帯で学習を進めるのかを自分で決めることができるようになっていることです。

これのどこが新しいのかといえば、通常、昼間、夜間と授業が開設されている公立の定時制の課程の高等学校においては、募集段階で、昼間部と夜間部ごとに定員を設けていることが多く、入学を希望する生徒は、あらかじめ、昼間に登校して学習を進めるのか、夜間に登校して学習を進めるのかを決めて、受検（広島県の公立高等学校の入試では、「受験」ではなく「受検」という）しなければなりません。

定時制の課程の高等学校では、一般的に、昼間の受検倍率が高く、夜間の受検倍率はそれよりも低くなりがちです。例えば、昼間40人、夜間40人を募集する場合、昼間の受検倍率は1倍を超えますが、夜間の場合、受検倍率は1倍を切ってしまいます。

実際、再編対象校の1校である多部制（昼間と夜間など学ぶ時間帯を複数持っている学校のこと）の広島市立大手町商業高等学校について、2014（平成26）年度の広島県公立高等学校選抜（Ⅱ）の志願倍率をみると、午後部は2.20倍ですが、夜間部は0.85倍でした。もし、昼間の40人と夜間の40人を合わせ80人で募集すれば、より多くの生徒が入学できたかもしれませんが、募集人数を昼間・夜間と40人ずつに分けることで、夜間にはまだ定員に空きがあるにも関わらず、昼間を希望し定員の40番以内に入れなかった生徒は不合格になってしまっていました。

また、昼間の時間帯に授業がある高等学校に入学し学習していた生徒が、体調や仕事などの関係で、昼間の時間帯に登校できなくなった場合、学習を続けるために夜間の時間帯に授業がある学校へ転学しなければならないという問題もありました。

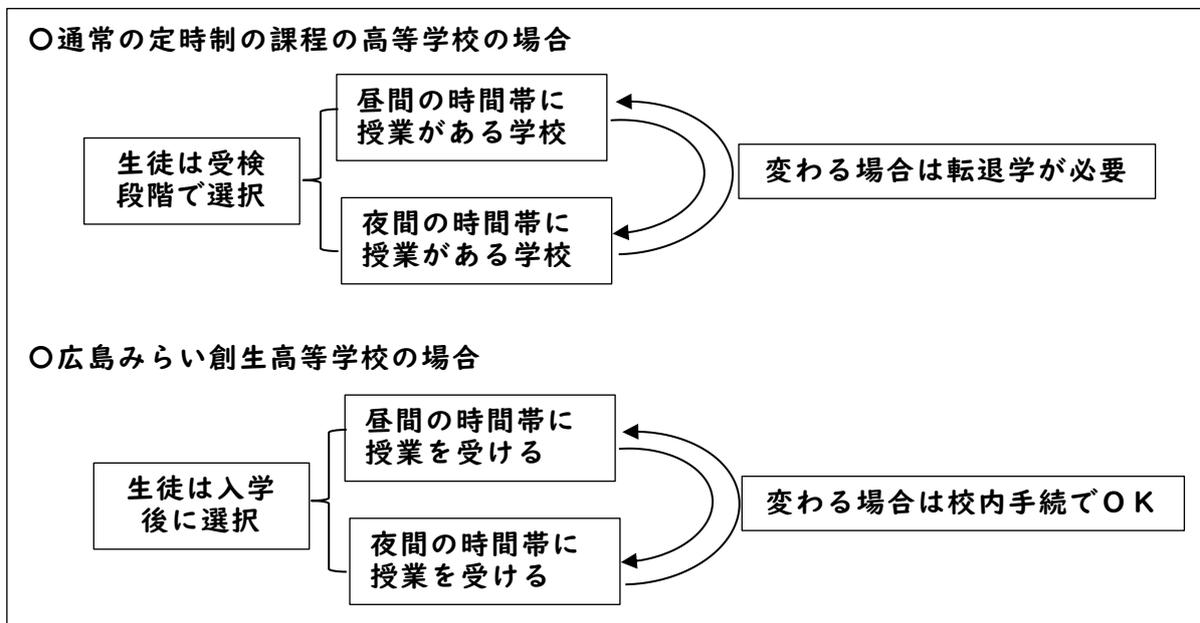
これについても、広島県の公立高等学校の場合、全日制の課程や定時制の課程からの転学は、「原則、保護者の転勤等に伴う転居等一家転住者であり、一家転住により、現在通学している高等学校（国公立・私立は問いません。）に物理的に通学できなくなった場合」（広島県教育委員会他『令和6年度用 広島県の公立高等学校へ転入学を希望する生徒・保護者の皆様へ』）という要件を満たさなければならないため、近隣の公立高等学校にかわろうとすると、元の学校を退学して、一部の単位を修得していれば編入学試験を受けるか、単位を全く修得できていなければ、新規中学校卒業者と同じ扱いで受検し直さなければならないという問題もありました。

昼間と夜間で定員を分けて、募集をすることについては、教室数や教員数の問題もあるため、やむを得ない問題かもしれませんが、広島みらい創生高等学校の平日登校コース（定時制の課程）においては、入学後に学習する時間帯を決めることができるため、このような問題は起きません。

ちなみに、広島みらい創生高等学校の平日登校コース（定時制の課程）の場合、昼間の時間帯に学習を希望する生徒がほとんどで、夜間の時間帯に学習を希望する生徒は多くありません。もし、平日登校コース（定時制の課程）の定員の240人を従来の多部制の高等学校のように昼間・夜間と半数ずつに分けて募集していたら、夜間にはまだまだ定員に空きがあるにも関わらず、昼間を希望しながら、昼間の定員内に入れずに結局入学できなかったとか、不本意ながら夜間に受検し直したという生徒が多く出ていたに違いありません。

また、入学したときは、昼間の時間帯に学習していたが、体調や仕事などの関係で、昼間に登校できなくなった場合、年度ごとではありますが、夜間に変更することも可能です。このようなことが可能となるのも、教室数や教員数が従来の1～2クラス規模の高等学校よりはスケールメリットが働き、いくらかの融通が利くためです。

まとめ 学習する時間帯の決定時期及び変更の場合の手続き等のイメージ



### 3-5 新しい学びのスタイル2（定通併修による単位認定）

2つ目が、平日登校コース（定時制の課程）に入学した生徒が通信教育コース（通信制の課程）の科目を履修し単位を修得したり、その逆に通信教育コース（通信制の課程）に入学した生徒が平日登校コース（定時制の課程）の科目を履修して単位を修得したりすることができるようになっていることです。

これは、第2章（2-10）で概要のみを説明した「定時制課程及び通信制課程の併修による単位認定」と呼ばれるもので、「通信制の課程の生徒が、自校の定時制の課程又は他校の定時制若しくは通信制の課程において一部科目の単位を修得した場合、②定時制の課程の生徒が、自校の通信制又は他校の通信制の課程において一部科目の単位を修得した場合、当該校長の定めるところにより、その単位数を自校の卒業に必要な単位数に含めることができる」制度です。

この定通併修による単位認定については、上限は設けられていないため、卒業までに必要な単位数を在籍する課程（定時制あるいは通信制の課程）で1単位でも修得していれば、残りの単位をすべて、この制度を利用して他校や他課程（定時制あるいは通信制の課程）で修得しても、所属している学校・課程で卒業できる便利な制度です。

広島みらい創生高等学校においては、定時制の課程と通信制の課程の両方の課程があるため、例えば、中学校時代に不登校等で毎日学校へ通うことに不安をもち、月に何度か登校すればよい通信教育コース（通信制の課程）に入学した生徒が、通信教育コース（通信制の課程）での学習をとおして学習のリズム・生活のリズムを取り戻し、毎日2時間ぐらいなら通学できるかもしれないとなった場合、この制度を利用して、これまでどおり通信教育コース（通信制の課程）に籍を置きながら、特定科目だけ平日登校コース（定時制の課程）の科目を履修し、その単位を修得できれば、卒業に必要な単位数に加えることができます。

その逆に、平日登校コース（定時制の課程）に入学したが、病気や事故などで、毎日通学することが難しくなった場合、通信教育コース（通信制の課程）の科目と組み合わせ履修することで、通学の負担を減らしながら確実に単位を積み重ねて、卒業を目指していくこともできます。

この定通併修による単位認定の制度は、このように法的にも認められている制度ですが、全国的に見ると、広島みらい創生高等学校のように、定時制の課程と通信制の課程の両方を併置している学校でも、そもそも制度として整備していなかったり、制度はあっても活用されていなかったりする学校もあります。

活用されていない理由としては、生徒が在籍する課程でどの科目を履修し、他課程ではどの科目を履修しているのかといった履修管理が非常に煩雑になることがあげられます。全日制の課程の高等学校では、生徒は決められた年次に決められた科目を選択・履修していくので、結果として未履修が起こる可能性はほとんどありませんが、定時制の課程や通信制の課程の高等学校では、生徒によって年次ごとの選択科目が大きく異なるとともに、前年度に修得できなかった科目を再履修しなければならない生徒もいたりするため、未履修という事態を防ぐための履修管理が大変煩雑となります。

また、後ほど改めて説明しますが、定通併修をする生徒によっては、一週間のうち、月曜日から金曜日までは定時制の課程で授業を受け、定時制の課程で授業がない日曜日などに通信制の課程で授業を受けなければならないなど、生徒の負担が増えること

なども、定通併修による単位認定の制度が十分に活用されない理由と考えられます。

ただし、この制度は、第2章(2-10)でも説明したとおり、定時制の課程と通信制の課程間にのみ認められている制度で、全日制の課程と定時制の課程・通信制の課程間には認められていないので注意が必要です。

まとめ 定通併修で学習する場合のイメージ

○通信制の課程に在籍し、2年目から定時制の課程の授業にも出席して単位を修得する場合  
 <1年目> <2年目>

時限	日曜日
1	数学 I
2	歴史総合
3	保健体育
4	化学基礎
5	現代の国語
6	LHR

時限	日曜日	月曜日	火曜日	水曜日
1	数学 A	情報 I		言語文化
2	地理総合	情報 I		言語文化
3	保健体育		倫理	
4	生物基礎		倫理	
5	美術 I			
6	LHR			

↑  
通信制の課程での授業

↑  
定時制の課程での授業

### 3-6 新しい学びのスタイル3（転籍）

新しい学びのスタイル2では、定通併修による単位認定の制度について説明しましたが、定時制の課程と通信制の課程の生徒が、それぞれ別の課程の科目を学習する方法がもう1つあります。それが3つ目の転籍という制度です。これは、いわゆる転校と同じ意味ですが、広島みらい創生高等学校には、定時制の課程と通信制の課程の2つの課程があるため、学校を変わらなくても課程だけを変更することができます。学校は変わらずに課程における在籍が変わるだけなので、転学ではなく転籍と呼ばれます。

定通併修制度を利用する場合は、在籍する課程で最低1単位は修得しなければなりません。それが難しい場合や別課程での学習に専念したい場合には、転籍は選択肢の1つとなります。

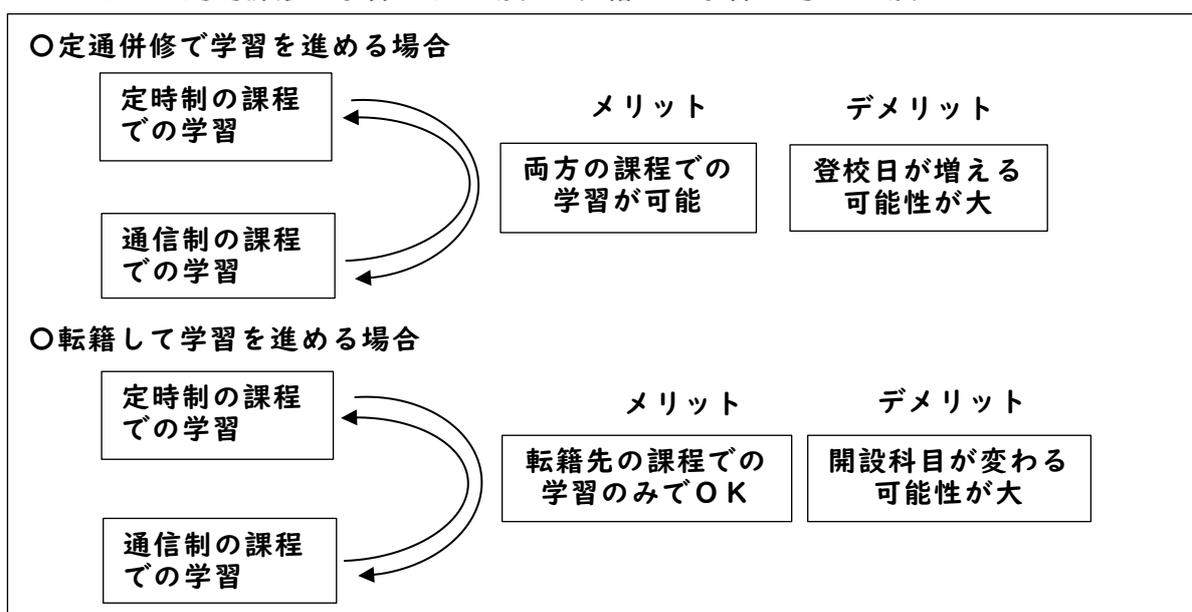
例えば、通信教育コース（通信制の課程）に在籍する生徒が平日登校コース（定時制の課程）の科目を履修する場合、平日登校コース（定時制の課程）の授業は平日に行われるため、月曜日から金曜日は平日登校コース（定時制の課程）の授業を受けて、通信教育コース（通信制の課程）の授業（面接指導という）を受けるのは、これ以外の曜日や時間帯となってしまいます。そうすると、月曜日から金曜日に日中は平日登校コース（定時制の課程）の授業を受けて、通信教育コース（通信制の課程）の面接指導は日曜日や夜間に受けることになり、生徒の負担感はどうしても大きくなってしまいます。

通信教育コース（通信制の課程）の面接指導は受けずに、平日登校コース（定時制の課程）の授業だけを受けることができれば、この問題は解決します。もちろんその逆のパターンの場合も同様です。

転籍するためには、転籍先の課程の定員に空きがあることや転籍試験を受けなければならないなどの制約がありますが、転籍は自分に合った学び方を選択することができる便利な制度といえます。

ただし、転籍の場合には、転籍前の課程では学習できた科目でも、転籍先の課程でその科目が開設されていない場合は、学習することができなくなるので注意が必要です。

#### まとめ 定通併修で学習をする場合と転籍して学習を進める場合のイメージ



### 3-7 新しい学びのスタイル4（2修制による学習）

4つ目が2修制での学習・卒業も可能となっていることです。

すでに、第1章の「卒業に必要な要件」（1-5）でも述べましたが、高等学校を卒業するためには、少なくとも3年の在籍と74単位以上の修得が必要です。

それでは、1年間ある全日制の課程の高等学校に在籍していた生徒が、何らかの事情で全く単位が修得できず、定時制の課程や通信制の課程の高等学校に転学した場合、この生徒は、卒業するまでに必要な在籍期間と単位数はいくらになるでしょうか？

正解は、在籍期間はすでに1年間あるので残りは2年間、単位数は全く修得できていないので74単位以上の修得が必要です。この生徒が、在籍していた全日制の課程の高等学校のクラスメートと同じ年に卒業したいと思った時、転学先の定時制の課程や通信制の課程の高等学校で、2年間で74単位を修得すればそれは可能となります。つまり、1年間に37単位ずつ修得できれば、2年間で74単位となります。

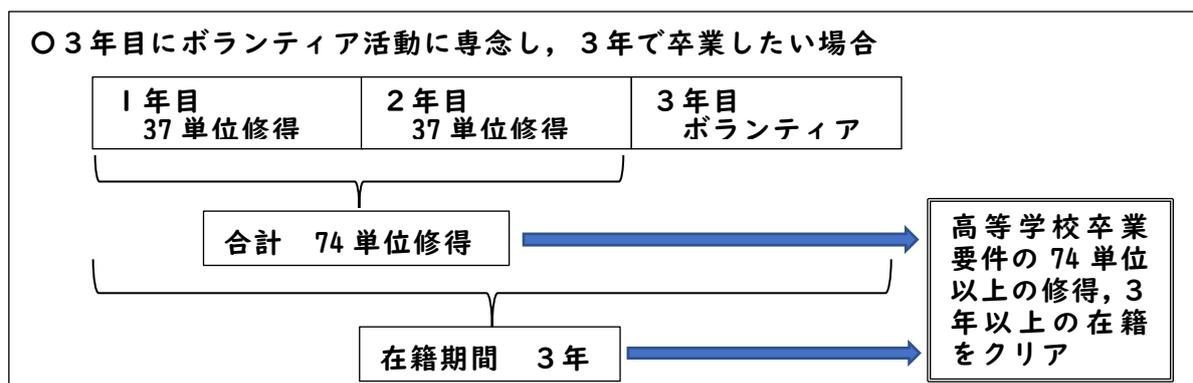
しかし、ほとんどの定時制の課程や通信制の課程の高等学校では、1年間に修得できる単位数の上限を30単位としています。1年間に修得できる単位数の上限については、法的に定めがないため、その理由は不明ですが、授業料の無償化にかかる高等学校等就学支援金制度で、定時制の課程・通信制の課程における年間の支給対象単位数が30単位までとされていることなどが関係していると推測されます。

広島みらい創生高等学校では、この30単位という上限を撤廃し、1年間に30単位を超えて修得することも可能です。ただ、後ほど説明するように、実際に1年間に30単位を超えて修得することはかなり難しいといえます。しかし、はじめからチャレンジすらできない環境と、チャレンジできる環境にいるのでは、学習に向かう生徒のモチベーションは違ってくると思われます。

この2修制は、新規に高等学校に入学し、3年目は1年間登校せずにボランティア活動に従事してみたいとか、海外に行ってみ間を広めてみたいとか、図書館などで自分の好きな教科の勉強だけをしてみたいという生徒も、はじめの2年間で74単位を修得していれば、最後の1年間は在籍しているだけで、3年での卒業が可能となります。

もちろん、外国の高等学校（正規の後期中等教育機関）へ留学する場合には、第2章の「海外留学に係る単位認定」（2-2）でも説明したとおり、「36単位を限度として」単位認定することができるので、無理して2年間で74単位を修得するのではなく、「海外留学に係る単位認定」の制度も利用しながら卒業に必要な単位を積み上げていくことも可能です。

#### まとめ 2修制での学習のイメージ



### 3-8 新しい学びのスタイル5（学び直し科目）

5つ目が、義務教育段階での学習内容の確実な定着が図れるよう「学び直しの科目」を設置していることです。広島みらい創生高等学校では、学び直しの科目として、国語、数学、英語の3科目について、小学校から中学校段階の学習内容を段階的に学習することができるステップアップ科目を設置しています。

義務教育段階の内容を高等学校で学習し、それが単位として認められるのか、という疑問を持たれる方もいるかもしれませんが、高等学校学習指導要領では、義務教育段階の学習内容の確実な定着を図ることを目標とした学校設定教科・科目を高等学校の教科・科目として開設し、その単位数を卒業までに修得すべき単位数に加えることは、高等学校学習指導要領の目標に適合するものとしています。

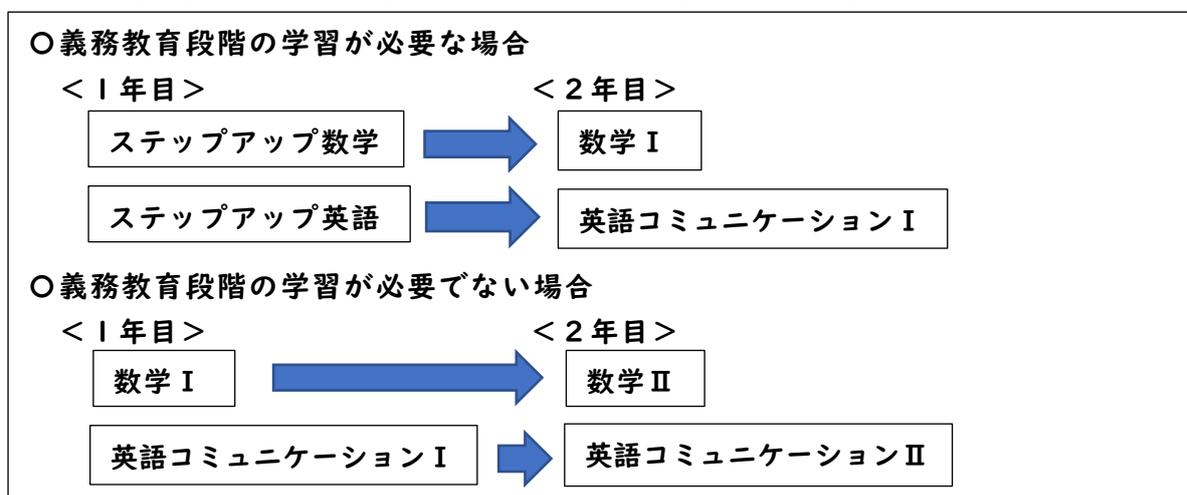
その上で、義務教育段階の学習内容の定着について、高等学校学習指導要領では、次の3つのパターンを例示しています。

- ①高等学校における各教科・科目の指導にあたり、義務教育段階の学習内容の定着を図るための学習機会を適宜設ける。
- ②それぞれの科目で定められている標準単位を増加させることで、義務教育段階の学習内容の確実な定着が図れるようにする。
- ③義務教育段階の学習内容の定着を図ることを目標とした学校設定科目等を設置する。

①や②のやり方は、その科目を学習する生徒全員が義務教育段階の学習内容の定着が必要な場合は適していますが、義務教育段階の学習が必要でない生徒にとっては、学習進度が遅くなって物足りなさを感じるかもしれません。③のやり方だと、必要な生徒だけがその科目を選択すればよいので、選択した生徒全員のニーズを満たすことになります。広島みらい創生高等学校の学び直し科目は、この③に該当します。

このように、広島みらい創生高等学校では、義務教育段階の内容から学習したいと思う生徒は、入学年度に学び直し科目を学習し、その後、高等学校学習指導要領に定められた本来の高等学校段階の学習内容の科目を学習していくことができるし、もちろん、義務教育段階の学習内容は十分に理解できていると思う生徒は、入学年度から高等学校学習指導要領に定められた本来の高等学校段階の学習内容の科目を学習できるよう、生徒のニーズに応じて学習を進めることができるよう工夫されています。

まとめ 学び直しの科目から学習を始める場合と学び直しの科目を学習しない場合のイメージ



### 3-9 新しい学びのスタイル6 (ソーシャルスキルトレーニング)

6つ目が、ソーシャルスキルトレーニング (SST) の授業を、年間を通して計画的に実施していることです。ソーシャルスキルトレーニング (SST) とは、社会で人と人との関わりながら生きていくために欠かせないスキルを身に付ける訓練のことで、広島みらい創生高等学校では、広島大学と連携して、1年次の「産業社会と人間」の授業の中で実施しています。

「産業社会と人間」は、高等学校学習指導要領では、総合学科においては、すべての生徒に「原則として入学年度に履修させる」学校設定教科に関する科目で、標準単位数は2～4単位と規定されており、この科目の目標、内容、単位数等を定めるに当たっては、次のような事項について指導することに配慮するものとされています。

ア 社会生活や職業生活に必要な基本的な能力や態度及び望ましい勤労観、職業観の育成

イ 我が国の産業の発展とそれがもたらした社会の変化についての考察

ウ 自己の将来の生き方や進路についての考察及び各教科・科目の履修計画の作成

広島みらい創生高等学校のソーシャルスキルトレーニング (SST) の授業は、ミライズプログラム (MIRaES Program / Mastery of Interpersonal Relationship and Emotional Skills) とよばれ、上記の「ア 社会生活や職業生活に必要な基本的な能力や態度及び望ましい勤労観、職業観の育成」に大きくかかわっています。

この授業においては、「人とやり取りをするスキル」、「考え方のスキル」、「気持ちをコントロールするスキル」、「問題の解決方法を考えるスキル」という4つのスキルを学ぶことをテーマとしており、具体的には、「上手な聴き方のポイント」「あたたかい言葉のかけ方」「自分の感情との付き合い方」などをペアワークやグループ活動を通して学んでいきます。

この授業の大きな特徴は、広島大学の大学院生に全面的に協力してもらい、本校の教員とティームティーチングで授業を行っている点あげられます。年齢的に生徒に近い大学院生が先生役として授業を進めていくので、お兄さんやお姉さんに教えてもらっているという感覚が生徒にとって学びやすい環境となっていると思われます。

ソーシャルスキルトレーニング (SST) の年間計画

学期	月	学習内容
前期	5	「人との上手な付き合い方について考えよう」
	6	「あたたかい言葉かけをしよう」
	7	「自分の感情と上手に付き合えるようになろう」
後期	10	「怒りをコントロールしよう」
	11	「問題場면을上手に解決しよう」
	12	「問題場면을上手に解決しよう」

### 3-10 新しい学びのスタイル7 (チューター制)

7つ目が、担任制ではなくチューター制をとっていることです。

1学年に複数のクラスがある中規模以上の学校においては、進級時のクラス替えの際に、クラス担任が替わることが多いと思います。

せっかく1年間担任をしてもらって、何でも話せるようになったと思ったら、新しい担任に、また一から自分のことを話して、人間関係をつくっていかなくてはならない。コミュニケーション能力が高く、人間関係づくりに何も課題がない生徒にとっては大きなことではないかもしれませんが、コミュニケーションをとることがあまり得意ではないという生徒には、それなりのストレスとなります。

広島みらい創生高等学校では、担当業務の変更や異動等がない場合は、基本的に入学時に担当した教員が卒業まで生徒の担任として持ち上がっていくようにしています。このようなことから、広島みらい創生高等学校ではクラス担任のことをチューターとよんでいます。

チューターには、「個別の指導者」という意味があり、個々の生徒の特性や願いなどをしっかり踏まえながら、支援・指導をしていくという思いが込められています。

また、平日登校コースの1学年の募集人数は240人なので、通常の全日制の課程の高等学校では、6クラス編成(1クラス40名)となりますが、広島みらい創生高等学校では、昼間のクラスを8クラス程度、夜間のクラスを1クラスの計9クラス程度とし、1クラス当たりの生徒数を昼間のクラスでは25名程度、夜間のクラスでは10人程度と、少なくなるよう工夫しています。

このように、1クラス当たりの生徒数が少ないことで、きめ細かな指導が可能となり、チューターと生徒の間に関係づくりもスムーズにいきやすくなります。

しかし、チューターとの関係がよくなかったら、その関係がずっと続くのはかえってマイナスになるのではないかという意見もあるかもしれませんが、広島みらい創生高等学校には、全日制の課程の高等学校のように、毎日、ホームルームの時間がないので、チューターと生徒が適度な距離感を保ちながら学校生活を送ることができます。

また、教育相談などの担当教員やスクールカウンセラーなどもいるため、ストレスを抱えながらチューターとだけ話をする必要がなく、話がしやすい教員等に相談に乗ってもらうことも可能です。

#### まとめ 担任制とチューター制のイメージ

##### ○担任制

- ・複数のクラスがある高等学校では、通常、進級のたびにクラス替えがある。
- ・それに伴い、担任も変更となることが多い。



進級のたびに、担任やクラスの仲間と新しい人間関係をつくっていくが必要ある。

##### ○チューター制

- ・クラス替えがなく、原則として入学時のチューターが卒業まで持ち上がる。



入学から卒業まで同じチューターなので、安心して学校生活を送ることができる。

### 3—11 新しい学びのスタイル8（学校生活のルール）

8つ目が、学校生活におけるルールを必要最小限度にとどめていることです。

広島みらい創生高等学校では、「みらいを創る礎」として、「あいさつをする」「時間やルールを守る」「自分も他人も大切にする」の3つのことを生徒に示しています。これら3つは、学校生活を送る上で、さらには社会で生きていく上で、自分の土台となるものです。

また、授業・スクーリングにおいては、お互いの学習を尊重するための最低限のルールとして、「学びを創る6か条」を定め、このルールを守って授業・スクーリングに臨むよう生徒を指導しています。

このうち、「学びを創る6か条」の①に掲げている「生徒証は必ず首から提げておく」について、広島みらい創生高等学校では、指定の制服や通学服はなく、頭髪や化粧、装飾品なども自由であるため、外見だけでは生徒と部外者を区別することが難しい。広島みらい創生高等学校の生徒であることを証明するとともに、部外者が校内に入ることを防ぎ、安心・安全な学習環境を整えるためには必須のアイテムといえます。

広島みらい創生高等学校では、生徒により時間割が異なり、登下校の時間も異なるため、保護者からの問い合わせなどで、生徒がまだ在校しているか、下校したかなどを確認するためにも、この生徒証は役立っています。

というのも、広島みらい創生高等学校では、生徒に登下校の際には、エントランスホールで生徒証をカードリーダーに読み取らせるよう指導しています。生徒がカードリーダーに読み取らせたデータは職員室で一覧になって確認できる仕組みになっていて、教員はそれを確認することで、生徒の登下校の時間を正しく把握できます。生徒証を忘れたときは、職員室で「仮生徒証」を発行することになっているため、発行時間と返却時間を確認すれば、同様に生徒の登下校の時間を把握することができます。

校外の生活についても、就労やアルバイトは自由です。全日制の課程の高等学校では、よく学校に「許可」を取らずにアルバイトをしていて、それが発覚して特別指導の対象となったりしますが、広島みらい創生高等学校においては、「届」を提出すればよいこととしています。

自動車や自動二輪車等の免許取得、乗車についても、学校の許可は必要ありません。ただし、免許取得後も、通学のために自動車や自動二輪車等を使用することはできないことにしています。もちろん、休日の部活動などにおいても、学校への乗り入れは禁止です。

このように、広島みらい創生高等学校では、他の全日制の課程の高等学校などと違って、学校社会という狭い枠の中だけで通用するような細かな校則やルールを細かく定め、それをとにかく生徒に守らせるというのではなく、その行為・行動が広く一般社会の中で通用するかどうかを生徒自身に考えさせるとともに、「傾聴、共感、指導・支援」を合言葉に、生徒の表出行動だけに捉われるのではなく、その行動の背景にも目を向けながら指導を行っています。

ただし、「社会で許されない行為は、学校でも許されない」という毅然とした姿勢は絶対に崩さずに、特に、人を傷つける行為（いじめや暴言など）や人の学習を妨害する行為、人に迷惑をかける行為については、保護者・警察など関係機関とも連携しながら厳しく指導をしています。

民法改正により、高等学校卒業時には、すべての生徒が成年年齢に達します。「もう一度やり直す、学び直す」という強い思いをもって入学してきた生徒に、社会のルールを学校の中で学んでいってほしいという強い願いが「みらいを創る礎」には込められています。

みらいを創る礎（左）と学びを創る6か条（右）

みらいを創る礎（いしずえ）

- 1 あいさつをする
- 2 時間やルールを守る
- 3 自分も他人も大切にす

「礎」=土台

上の3つは、社会で生きていく上で、  
自分を支える土台となることです。  
本校での学校生活を通して、この3つのことを  
「当たり前」の行動にできるようにしましょう！

授業・スクーリングのルール

～学びを創る6か条～

- ① 生徒証を首から提げておく。
- ② 教科書、副教材、筆記用具等、授業・スクーリングに必要なものを机の上に出す。  
通信教育コースの生徒はバーコードシールも忘れない。
- ③ 授業・スクーリングと関係ないものは、机の上に出さない。さわらない。
- ④ 私語をしない。
- ⑤ 授業・スクーリングの最中、立ち歩いたり、途中退室をしない。
- ⑥ 授業・スクーリングに集中して取り組む。

（出典：広島みらい創生高等学校「School Guide Book 2022」から引用）

### 3-12 新しい学びのスタイル9（学校建築・設備）

9つ目が、学校建築や設備の面で、生徒の多様なあり様に配慮していることです。

広島みらい創生高等学校には、校舎棟（4階建）と屋内運動場棟（3階建）があり、ともにエレベーター完備のバリアフリー仕様となっています。校舎棟は階段状の4層吹抜けが特徴で、ステップラウンジと呼ばれ、各階からすべての階が見渡せるように工夫されています。屋内運動場棟は2階がアリーナになっていて、校舎棟と2階の渡り廊下でもつながっています。

通常、多くの学校では、校舎は複数の棟に分かれており、例えばある棟の4階から別の棟の4階へ移動する場合などには、途中の階に渡り廊下がなかったりすると、一度1階まで下りなければならないようなこともあります。広島みらい創生高等学校は校舎棟が一つのため、授業ごとの教室移動をスムーズに行うことができます。

校舎棟1階には、事務室、保健室、カウンセリング室、家庭科・工業科・情報科関係の特別教室などがあります。情報教室は2つが並んでいるため、生徒が普段授業を受けている教室が分からなくなならないよう、情報教室1の椅子を緑色、情報教室2の椅子を橙色で配色を変えるなど、視覚的な支援を行っています。

また、1階には、図書室もありますが、ここには、寝そべて読書ができるスペースもあります。蔵書数は新設校のため、まだそこまで多くはないが、専門教科・科目に関する書籍や小説などに加え、生徒のリクエストによる漫画などもおいています。

2階には、普通教室と職員室、食堂などがあります。普通教室は、通常の40人規模の大きさの教室と少人数の授業のときに便利なハーフサイズの教室があります。そして、教室はすべてホワイトボードで、板書をしたり、消したりするときにチョークの粉が飛散するのを防いでいます。また、一日の大半を過ごすいわゆるHR教室がなく、授業ごとに教室を移動することから、机の物入れの中に教科書や筆箱等を入れたままにしないよう、机は物入れがない特注品となっています。

職員室は、すべての教員が執務できる大きさで、廊下側はガラス張りになっています。通常、多くの学校では、職員室の他に教科ごとに準備室があり、教員が職員室にいるのか準備室にいるのかが生徒には分からないことも多いのではないかと思います。また、廊下から部屋の中の様子が見えないため、せっかく勇気を出してドアを開けたのに、目当ての教員が不在でがっかりすることもあるかもしれません。

この点、広島みらい創生高等学校では、実習系の教科（家庭科や福祉科など）については、他の学校と同様に準備室がありますが、国語科や数学科などの準備室はなく、基本的にすべての教員が職員室にいるため、生徒は目当ての教員を探して校舎内を探し回らなくて済みます。また、廊下側はガラス張りなので、目当ての教員が在室しているかどうかを廊下から確認できるため、ドアを開けてがっかりということもありません。

ガラス張りの職員室は、生徒から丸見えということで、教員には今一つ人気がありませんが、生徒からよく見えるということは、職員室の内側からも生徒の様子がよく見えるということで、廊下などでの生徒間のトラブルに教員が迅速に対応するのに役立っています。

食堂は、PTAが業者と委託契約を結び、朝から夕方まで開いているため、例えば4時間目に授業がない生徒は、昼休憩時間前であっても自由に食事をとることができます。また、食堂の西側にはオープンテラスもあり、天気の良い日には、広島みらい創生

高等学校のすぐ西側を流れる元安川の景色（春は桜がきれいです）を眺めながらゆっくりと食事をとることもできます。

3階には、普通教室に加えて、職員室と同規模の大会議室、商業科・福祉科関係の特別教室などが、4階には、普通教室に加えて、理科・芸術科関係の特別教室などがあります。理科教室は、物理・化学・生物・地学の4つがありますが、これも情報教室と同様に、生徒が普段授業を受けている教室が分からなくなならないよう、机の配色を変えるなど、視覚的な支援を行っています。

この他に、生徒相談室を、職員室がある2階を除くすべての階に設置していますが、それぞれの相談室は、ソファであったり、机と椅子の向きや形状を変えたりし、生徒の特性に配慮できるようにしています。

自習スペースも各階に設置されていますが、それぞれのスペースによって、一人で集中して学習できるようパーテーションがある机があったり、教室と同じようなタイプの机があったりし、生徒が自分のお気に入りのスペースで自習できるよう工夫をしています。

また、2階の普通教室近くの柱には、感情が高ぶったときなどにクールダウンするための小さなスペースもつくられています。

このように、生徒の多様なあり様に応え、生徒が次のステップに向け自立することができるよう、学校建築や設備の面で様々な配慮がされています。

#### 校舎・設備



普通教室 ホワイトボードでチョークの粉が飛散しないようになっている。



特注品の机 忘れ物防止のため、机の下側に物入れがない。



ステップラウンジ  
(1階から見上げた場合)

北側の壁面には、  
1階 広島市  
2階 広島県  
3階 日本  
4階 世界  
の地図が描かれている。  
少しずつ視野を広げてい  
ってほしいという願いが  
込められている。



ステップラウンジ (4階から見下ろした場合)  
すべての階の様子を見ることができる。